

職長・安責

職長・安全衛生責任者教育（建設業） の開催について

一般社団法人 会津労働基準協会長

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他作業中の労働者を直接指揮又は、監督するものに対し、労働省令で定めるところにより安全又は衛生のための教育を行わなければならないことになっております。

また、建設業においては、元方事業者の仕事が数次の請負契約によって行われるとき、各下請け業者は、安全衛生責任者を選任しなければなりません。

当協会では、職長が安全衛生責任者に選任されることが多いため、「職長教育」と「安全衛生責任者教育」を統合した「職長・安全衛生責任者教育」を実施することといたしました。

教育の内容は、職長・安全衛生責任者の役割・安全施工サイクル・適正配置・ヒューマンエラー防止など部下を労働災害から守ると共に快適な職場環境の形成を図るべく極めて実践的な内容となっております。

つきましては、下記のとおり実施いたしますので関係者の出席方について特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 日時 令和7年2月26日（水）8:50 ～ 17:30
令和7年2月27日（木）9:00 ～ 17:30 の2日間
- 会場 アピオスペース
会津若松市インター西90番地 TEL0242-37-2801
- 受講資格 職長又は安全衛生責任者に選任される予定の方
職長又は安全衛生責任者としての職務を再認識されたい方
- 講習料 会員 17,800円（受講料 15,400円 + テキスト代 2,400円）消費税込
非会員 20,000円（受講料 17,600円 + テキスト代 2,400円）消費税込
- 定員 44名（定員に達した時は締切日前でも締め切りますので、電話等にて予約をお勧めします）
- 受付開始日 1月14日（火）から予約及び受付開始します。
- 締切日 2月10日（月）までに申し込み及び講習料の支払いをお願いします。
- 申込要項 別紙申込書に講習料を添え(1)～(3)のいずれかの方法にて申込下さい。なお、講習料の納付について、銀行振込を希望される方は下記口座をお願いします。
(1) 申込書をFAXし、講習料を締切日まで協会に持参又は振込
(2) 申込書と講習料を締切日まで協会に持参
(3) 申込書と講習料を締切日まで現金書留で郵送
- 振込先 東邦銀行 会津営業部 普通預金 No.9653 一般社団法人 会津労働基準協会
(振込手数料は、ご負担願います)
- 申込先 一般社団法人 会津労働基準協会 〒965-0872
会津若松市東栄町2-18 電話 0242-27-8511 FAX 0242-27-8609
※1 遅刻・早退・一時退出者は、いかなる理由があっても認められませんのでご注意ください。
※2 申込後当日出席不可能となった場合の受講料は、2月13日までに連絡があれば全額を、前日までは半額を返金いたしますが、当日連絡は返金致しません。

職長・安責

職長・安全衛生責任者教育(建設業)
受講申込書

個人

受講者 1	フリガナ		※ 受講番号
	氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住所	〒 _____ TEL _____ FAX _____	

受講者 2	フリガナ		※ 受講番号
	氏名		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日	
	住所	〒 _____ TEL _____ FAX _____	

令和 年 月 日

一般社団法人 会津労働基準協会 会長 殿

業種 ()	
事業場 規模	労働者 男 名
	女 名

個人で申込みの方は記入不要です。

勤務 先	名称	
	所在地	〒 _____ TEL _____ FAX _____
	担当者氏名	

- 個人として申し込む方は、上部の[個人]を○で囲んでいただければ、勤務先は記入不要です。
- ※欄は記入しないでください。
- 会員・非会員 及び 申込方法に○印を付して下さい。

会員・非会員	1. 申込書をFAXし、講習料を締切日まで協会に持参 2. 申込書をFAXし、講習料を締切日まで振込 3. 申込書と講習料を締切日まで協会に持参 4. 申込書と講習料を締切日まで現金書留で郵送
--------	---